

雲夢龍崗六号秦墓から出土した 木牘の一尺六寸の長さについて

佐 立 治 人

目 次

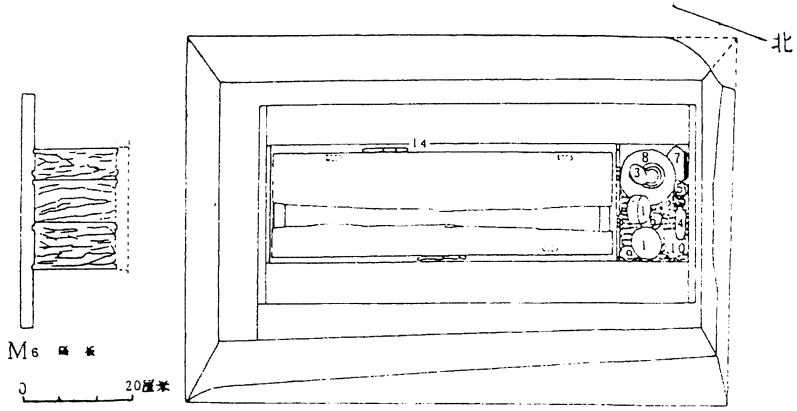
- 一 雲夢龍崗六号秦墓の発掘
- 二 棺内の人骨と被葬者の身分とについて
- 三 法律竹簡の真価
- 四 木牘の文の解釈
- 五 木牘の一尺六寸の長さについて

一 雲夢龍崗六号秦墓の発掘

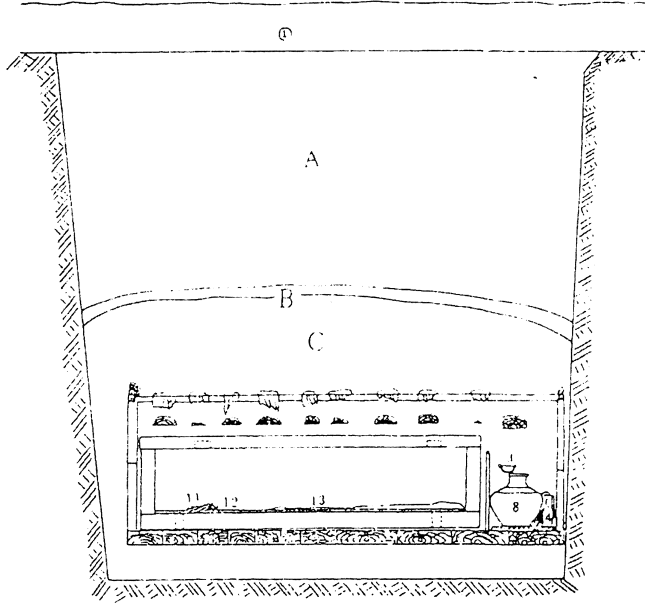
湖北省雲夢県城関鎮建新村九組に属する龍崗という名の台地で、拘留所・預審所・看守所（刑務所）の建設に伴う発掘調査が一九八九年十月から十二月にかけて行われ、秦代から前漢初期に至るまでの間に造られた九座の小型の長

雲夢龍崗六号秦墓から出土した木牘の一尺六寸の長さについて

〔第一次発掘簡報〕六号墓平・剖面図



関法 第六九卷 一 号



图四、M₆ 平、剖面图

① 封土 A. 五花土; B. 橙黄土; C. 青膏泥 1. 漆奩, 2. 棕绳, 3, 5, 6 漆耳杯
4. 漆扁壶, 7. 陶釜, 8. 陶瓮, 9. 竹筒 11. 竹筒 10. 椭圆瓮, 12. 六博棋子, 13. 木牍 14. 木槨,

二 (一四三)

方形土坑堅穴墓が発見された。このうち六号墓から百五十枚余りの竹簡と一枚の木牘が出土した。竹簡には秦の法律の条文が記されている。

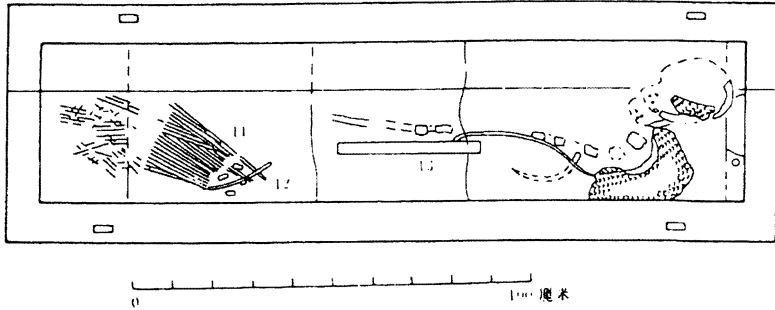
湖北省文物考古研究所・孝感地区博物館・雲夢県博物館「雲夢龍崗秦漢墓地第一次発掘簡報」(『江漢考古』一九九〇年第三期掲載)に拠れば、六号墓は一椁一棺墓(椁は外棺)で、墓口三・二×二・一五メートル、墓坑の深さ二・九四メートル。椁室は棺室と頭廂(廂は箱)とに分かれており、随葬品の大部分が頭廂に置かれ、棺内に竹簡及び木牘、双六の駒が置かれていた(『第一次発掘簡報』六号墓平・剖面図。縮尺に「20厘米」とあるのは「60厘米」の誤植であろう)。棺内にはただ墓主の上半身の骨骸痕が見られるだけで、その下肢の骨痕は見られなかった。木牘は墓主の腰部から出土した。長さ三六・五センチ、幅三・二センチ、厚さ五ミリである。竹簡は墓主の足を覆う位置から出土した。完形の簡は長さ二八センチ、幅五ミリから七ミリ、厚さ一ミリである。

劉信芳・梁柱編著『雲夢龍崗秦簡』(科学出版社、一九九七年)に拠れば、出土した陶器の形から判断して、六号墓は「秦代の墓葬であって、その年代の下限は西漢に到らない。」(四十八頁)という。

二 棺内の人骨と被葬者の身分とについて

前掲『雲夢龍崗秦簡』は「棺内の人骨は一枚の竹のむしろ(原注。甚しく朽ちている。)で包まれていた。体を横向きにして寝かされ、頭を北にして顔を西に向けていた。その下肢骨は見られなかった。男性のようである。」(六頁)と記している。同書に掲げられている「六号墓棺内人骨及随葬品分布平面図」を見ると、上半身の骨が多少残っているように見えるが、「第一次発掘簡報」(前掲)の「六号墓剖面図」を見ると、「下肢骨が見られない」どころか、

雲夢龍崗六号秦墓から出土した木牘の一尺六寸の長さについて



图五 M6 棺内人骨及随葬品分布平面図

11. 竹筒；12. 六博棋子及博棍；13. 木牍

上半身の骨もほとんど痕跡しか残っていないことがわかる。馬彪『秦帝
 国の領土経営—雲夢龍崗秦簡と始皇帝の禁苑』（京都大学学術出版会、
 二〇一三年）は「龍崗秦簡の発見現場の発掘者である」「楊文清氏に確
 認したところ、M6墓の死体は下半身も上半身も骨がほとんど残されて
 いない（中略）のは、事実であるという。楊氏は繰り返して「死体の保
 存状態はとても悪かった」と強調した。つまり、人骨によって埋葬者の
 身分を判断することはできそうもないと考えざるをえない。」（九頁）と
 述べている。

後述する木牘の文言を根拠にして、六号墓の被葬者は刖刑を科されて
 左足を切られていた、とする説があるが、足を切られていたかどうかは
 棺内の人骨からは確認できないのである。

六号墓を含む九座の墓の被葬者の身分について、前掲「第一次発掘簡
 報」は「墓形がやや小さく、随葬品がやや少なく、かつ日用の陶器を主
 とすることから見て、これらの墓の被葬者の身分は均しくやや低く、お
 およそ庶民に当たる。」（二十五頁）と述べている。劉国勝「雲夢龍崗簡
 牘考釈補正及其相關問題的探討」（『江漢考古』一九九七年第一期掲載）
 は、六号墓について、その「墓坑位置と墓葬形制とから見て、また、出

土した随葬物品（二件の陶器と六件の漆木器とを指す。佐立注）の基本情況（銅器が随葬されていないこと、漆木器の数が少ないこと。佐立注）から見て、六号墓の墓坑が在る龍崗墓地及びその附近に位置する睡虎地墓地内の大多数の墓葬とおおよそ類似しているので、六号墓は庶民の墓であろう。（六十八頁）と述べている。

六号墓の被葬者の身分が庶民であることは、後述する木牘の文の内容と合致する。

三 法律竹簡の真価

六号墓の棺内から出土した百五十枚余りの竹簡に記されている秦の法律の条文は、禁苑（皇帝専用の遊獵場）や馳道（皇帝専用の道路）、馬牛や田租に関わるものである。その全体の積文は前掲『雲夢龍崗秦簡』及び中国文物研究所・湖北省文物考古研究所編『龍崗秦簡』（中華書局、二〇〇一年）に掲げられている。条文中に「皇帝」及び「黔首」の語が見られ、『史記』卷六、秦始皇本紀、二十六年条に「号して皇帝と曰う。」「民を更名して黔首と曰う。」とあるから、六号墓の竹簡に記されている法律は、始皇帝の二十六年（前二二一）以降に行用されていたものであることが知られる（劉信芳・梁柱「雲夢龍崗秦簡綜述」『江漢考古』一九九〇年第三期掲載、七十九頁）。

前節に記したように六号墓の被葬者が庶民の身分であったとすれば、その棺内から出土した法律竹簡は、そこに記されている条文の内容の貴重さに止まらない価値を持つことになる。なぜなら、六号墓の棺内に法律竹簡が納められていたということは、六号墓の被葬者である庶民が法律竹簡を生前に所持していたということであり、秦代の庶民が法律竹簡を所持していたということは、秦朝では庶民に対して法律が公開されていたことであるから、六号墓の棺内から出土した法律竹簡は、秦朝で庶民に対して法律が公開されていたことの物的証拠となるからである。そも

そも法律の規定の中には庶民に関わるものがたくさんあるのであるから、法律を庶民に公開するのは当然であって、法律が庶民に対して公開されていたことの証拠を求める必要はないと思われるかもしれないが、中国では古来、庶民に対して法律が隠されていた、という偏見が我が国の学界には根強く存在するので（前稿「旧中国の法律公開の方法について」本誌第六十六卷第五・六号掲載、二〇一七年 第一節）、庶民に対して法律が公開されていたことの物的証拠は価値があるのである。

四 木牘の文の解釈

六号墓の棺内から出土した一枚の木牘には、正面右行十八字、左行十七字、裏面三字の計三十八字が記されている（前掲『雲夢龍崗秦簡』の木牘摹本（四十六頁）を参照。ただし、この摹本は第一字の上にある「・」印を描き忘れている）。この三十八字の文は、前掲『雲夢龍崗秦簡』の積文（四十五頁）に従えば、次のような文である。

「・鞫之、辟死論不当為城旦、吏論失者已坐以論。九月丙申、沙羨丞甲・史丙免辟死為庶人。令自尚也。」

冒頭の「・」印は文の開始を表示する（胡平生「雲夢龍崗六号秦墓墓主考」『文物』一九九六年第八期掲載。七十頁）。「令自尚也」の後は木牘の裏面は空白になっているから、「鞫之」から「令自尚也」までの文は始めから終わりまでが揃った文であることがわかる。

「鞫之」の字句は湖北省江陵县張家山二四七号漢墓竹簡『秦灑書』の用例のいくつかに出てくる（同上、七十四頁）。『秦灑書』の用例では「鞫之」または「鞫」に続く文は裁判官の事実認定の文である。木牘の「鞫之」と『秦灑書』の「鞫之」とが同じ意味であるとすれば、木牘の「鞫之」の字句に続く「辟死」から「已坐以論」までの文は裁判官

の事実認定の文でなければならない。

劉国勝「雲夢龍崗簡牘考釈補正及其相關問題的探討」(前掲、六十五頁)に拠れば、「辟死」は人名である。漢代の印に「連辟死」という姓名の私印があるという。

「吏論失者」の「論失」の字句は『奏瀝書』の十七番目の案例に出てくる(前掲『雲夢龍崗秦簡』四十五頁注③)。

云夢龍崗六号秦墓木牘(摹本)

『雲夢龍崗秦簡』六号墓木牘摹本(冒頭の「・」印を同書所載の写真を見て補った。)

類之辟死論不當暴戾日吏論失者之望以論
力而申執其法甲吏而免辟死暴戾人令

自尚也

雲夢龍崗六号秦墓から出土した木牘の一尺六寸の長さについて

誤った判決を下す意味である。

「已坐以論」の句は雲夢睡虎地秦簡『法律答問』の一四六番目の条に出てくる(同上、四十五頁注③)。すでに刑を言い渡されたという意味である。

「沙羨」は沙羨県で、治所は現在の湖北省武漢市の西南、長江の南岸に位置した。現在の雲夢県は秦の安陸県であり、秦の沙羨県と安陸県とはどちらも南郡に属した(劉信芳「関于雲夢龍崗秦牘・沙羨の地望問題」『文物』一九九七年第十一期掲載)。

「庶人」は、江陵張家山二四七号漢墓から出土した「二年律令」の「戸律」第三二二簡に「公卒・士伍(伍)・庶人各一頃」とある「庶人」と同じ意味の法律用語であるとすれば、「公卒」「士伍」とともに、庶民のうちで二十等爵を持たない庶民の一種である(富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究(訳注篇)』朋友書店、二〇〇六年。二〇七頁注③)。椎名一雄「漢代爵制的身分秩序の構造——「庶人」と民爵賜与の關係——」(『大正大学東洋史研究』第二号掲載、二〇〇九年)に拠れば、秦漢代の「庶人」は、民の一部であり、爵を持たず、兵役義務が与えられていない者であった。

「令自尚」の字句は、張家山漢墓竹簡「二年律令」具律の第一二四簡に出てくる(張家山二四七号漢墓竹簡整理小組「張家山漢墓竹簡」(文物出版社、二〇〇一年。一五一頁注七)。また、『奏瀨書』の十七番目の案例に「令自常」の句が見られる(前掲劉国勝論文、六十六頁。前掲『雲夢龍崗秦簡』四十七頁注⑦)。「令自尚」の意味についてはいろいろの説があり、それらは佐々木研太・下田誠「龍崗六号秦墓木牘訳注」(『中国出土資料研究』第十六号掲載、二〇一二年。九一頁)に列挙されている。「自由にする。」「もとの状態にもどす。」という意味に受け取る説も捨て難い

けれども、「尚」を「奉」「養」と解き、「令自尚」を税役を免除して「自らを養わせる」という意味に受け取る戴世君「自尚（自常）〳〵和〳〵纂遂〳〵釈義」（『語言研究』第二十九卷第四期掲載、二〇〇九年）の説に今は従いたい。

以上の説明を踏まえて木牘の文を訓読し、和訳すれば、次のようになる。

【訓読】

之れを鞠す。辟死は論ぜられて当たらず、城旦と為らる。吏の論失する者は已に坐せらるるに論を以てす。と。

九月丙申、沙羨丞の甲、史の丙、辟死を免じて庶人と為す。自尚せしむるなり。

【和訳】

事実を次のように認定します。辟死は不当な判決を下されて城旦の刑を受けました。誤って不当な判決を下した裁判官はすでに判決を下されて罪があるとされました。と。

九月丙申、沙羨県の丞である甲、史である丙が辟死を刑徒の身分から解放して庶人の身分とします。（税役を免除して）自らを養わせませす。

この和訳を一見すれば明らかのように、そして、既に前掲『雲夢龍崗秦簡』（四十八頁）が述べているように、六号墓の木牘の文は、辟死の冤罪の訴えに対する再審裁判の判決文であり、それ以外の何物でもない。冥界宛ての文書であるという説があるが、宛先が冥界の誰かであることを示す文言が一言もないので、冥界宛ての文書ではない。また、現実の判決文ではなく、架空の判決文であるという説があるが、「九月丙申」という具体的な日付が記されている

ることから、現実の判決文であると考える。九月丙申の日が存在する年は秦代にたくさんあり（張培瑜『中国先秦史 歴表』齊魯書社、一九八七年）、木牘の九月丙申が何年のそれなのか特定できない。

辟死が受けた「城旦」の刑は、入れ墨や足切りの肉刑を施して労役に服させる「刑城旦」と、肉刑を施さずに労役に服させる「完城旦」との二種類がある。六号墓の木牘は被葬者の腰部に置かれていたから、六号墓の被葬者が辟死であることは疑いない。そして、棺内に被葬者の下肢骨が残されていなかったことから、辟死は斬左趾城旦の刑を受けたとする説がある。「二年律令」具律第一二四簡に拠れば、肉刑を受けた後で冤罪であることがわかって刑徒の身分から解放された男子は、「庶人」ではなく「隱官」の身分にされる定めであった。

榎山明『中国古代訴訟制度の研究』（京都大学学術出版会、二〇〇六年）第二章の補論「龍岡六号秦墓出土の乞鞫木牘」は、「龍岡六号秦墓木牘のモデルとなったのは、乞鞫の結果を記す公文書であったと言つてよい。ただし、人名が甲や丙のように記号化されていることから判断すると、この木牘は埋葬用の擬制文書に違いない。龍岡六号秦墓の墓主は男性と推定されるが、遺体には「下肢骨」がなく、生前に斬趾刑を受けた可能性があるという（中略）。報告者による観察が確かだとすれば、辟死は肉刑を受けた刑徒であるにもかかわらず、釈放ののち隱官ではなく庶人に復したことになる。こうした点は、辟死に対する雪冤が事実であるというよりも、葬礼に伴う虚構であった可能性を示唆するように思われる。」（一二二頁から三頁）と述べている。

しかし、第二節に書いたように、被葬者が足を切られていたかどうかは棺内の人骨からは確認できない。むしろ、木牘の「庶人と為す」という文言から、辟死が受けた城旦刑は完城旦であったと推定するべきであろう。また、人名が甲・丙と記号化されているのは、木牘の判決文が原本ではなく写しであるからに過ぎまい。劉釗「読《龍岡秦簡》

札記』（『簡帛語言文字研究』第一輯掲載、二〇〇二年）は、辟死が冤罪を訴えた案件が「実際に存在した案件であることは疑いない」（二十二頁）と述べている。

木牘の判決文の成り立ちを、糶山前掲著書第二章「秦漢時代の刑事訴訟」が復元した秦及び漢初の裁判手続に沿って説明すると、まず、辟死はどこかの県で誤判を被り、城旦の刑を科され、沙羨県で服役し、服役中に沙羨県に冤罪を訴えた（「乞鞫」と称される）。沙羨県は原審の獄案を南郡の太守に送上し、太守は行政監督官である都吏に再審理を行わせ、都吏が事実を認定した。その事実認定の文が木牘の「鞫之」から「已坐以論」までの文である。都吏は再審理の結果を中央の最高裁判官である廷尉に報告し、報告を受けて廷尉は沙羨県に通達を出して、辟死を解放して庶人とするよう命じた。その時に都吏の事実認定の文も県に送られて来たのであろう。沙羨県は廷尉からの通達に従って、辟死を解放して庶人とする判決文を県丞と獄史（裁判担当の書記官）との名で作成した。これが木牘の「九月丙申」から「令自尚也」までの文である。もちろん、この時には判決文に「甲」「丙」ではなく県丞と獄史との本名が記されていた。

そして辟死は、刑徒の身分から解放されて庶人の身分とされたことの証明書として、都吏の事実認定の文と沙羨県の判決文とから辟死にとって必要な文だけを抜き出して記した木牘を沙羨県から受け取ったのである。この木牘にも県丞と獄史との本名が記されていたはずである。辟死はその後、庶人の身分のまま、生活のために、安陸県近郊の禁苑に用務員として雇われた。六号墓の棺内に納められていた法律竹簡は、辟死が禁苑の用務員であった時期に仕事に役立てるために入手したものであろう。

辟死が亡くなった時、その遺族は辟死が沙羨県から受け取った木牘の複製を作って、複製の方を辟死の棺に納めた。

木牘の複製を作った時に県丞と獄史との本名を「甲」「丙」の仮名に変えたのであろう。複製の木牘は本物の木牘と同じ大きさ、同じ形であると考えられる。なぜなら、次節で説明するように、辟死が受け取った木牘の長さにも意味があったと考えられるからである。

五 木牘の一尺六寸の長さについて

第一節に記したように、雲夢龍崗六号秦墓から出土した木牘は、長さが三六・五センチである。秦代の一尺は二三センチであるから、三六・五センチはほぼ一尺六寸に当たる。一尺六寸の長さの簡牘は、中国各地でどれだけの数、どのような内容が記されたものが出土しているのか調べ尽くせないけれども、伊藤暉「長さから見た簡牘の規格の基礎的考察——文献と出土資料——」(『千里山文学論集』第八十二号掲載、二〇〇九年)及び横田恭三『中国古代簡牘のすべて』(二玄社、二〇二二年)に掲げられている各簡牘の長さを見る限り、極く少数であり、内容は歴譜(張家山一三六号墓漢簡)、日書(張家山一二七号墓漢簡)、顧山錢(儀徵胥浦一〇一号墓漢簡)、遺詔と書信(玉門花海漢簡)、田租帳と穀物帳(江陵鳳凰山十号墓漢簡)などである。それぞれの一尺六寸簡の内容は様々であるけれども、その事実は、秦朝では、ある内容の簡は一尺六寸の長さでなければならぬきまりであった、という可能性を否定するものではない。

それでは、六号秦墓の木牘はなぜ長さが一尺六寸なのであろうか。一尺六寸の長さで思い出すのは『商君書』定分篇の次のような文章である。

【和訳】

秦の孝公が公孫鞅に質問した。「(中略)天下の吏民すべてに法令をはっきりと知らせて、画一的に私心無く行用させたいのです。それにはどうすればよいでしょうか。」

公孫鞅が答えた。「法令のために官職を設け、官吏を置きます。(中略)諸官吏及び民が法令の意味を質問したときはすべて、法令を主る官吏は、それぞれ質問者がもともと質問したかった法令の意味を明確に教えます。それぞれ一尺六寸の割符を作り(原文。各為尺六寸之符)、質問を受けた年月日時、質問された法令の条文を明記して、吏民に法令の意味を教えます。(中略)割符の左券を法令を質問する吏民に与え(原文。即以左券予吏之間法令者。「吏」を「吏民」に直して訳した。)、法令を主る官吏は謹んでその右券を木箱におさめ、室内に保管し、法令を主る長官の印で封をします。もし後でトラブルがあれば、割符の記録に拠って処理します。(後略)」(原文及び訓読は前稿「法令は民の命なり―『商君書』定分篇の罪刑法定主義―」(本誌第六十五卷第四号掲載、二〇一五年)を参照。)

ここに、秦の孝公の質問に対して公孫鞅が、法令を主る官吏を置いて、吏民が法令の意味を質問したときに、質問を受けた年月日時及び質問された法令の条文を法令を主る官吏が一尺六寸の長さの割符に明記して、吏民に法令の意味を教える、という制度を設けることを提案した、と記されている。この一尺六寸の符と六号秦墓の一尺六寸の木牘とは関係があるのではなからうか。

秦朝の制度では、訴訟当事者が願えば、裁判官が判決文の要点を写して、証明書として訴訟当事者に与える定め

なっており、判決文の要点を写す簡牘の長さが一尺六寸に決まっていたのではなからうか。その簡牘の長さがなぜ一尺六寸であったかと言えば、秦朝は裁判を法律に従って公正に行うことを重んじたので、判決文の要点を記して訴訟当事者に与える簡牘は、裁判の公正さを示す重要な物であるから、水徳に当たる秦朝の基本数である六（『史記』秦始皇本紀に「数は六を以て紀と為す。」とある。）を用いる長さにしたからであろう。六寸では短かすぎるし、二尺六寸では長すぎる。そして、裁判で法律を適用して判決を下すということは、裁判官が法律の解釈を語るということでもあるから、裁判官が判決文の要点を一尺六寸の簡牘に書き写して訴訟当事者に与えるという制度が、『商君書』定分篇では、法令を主る官吏が質問者に対して、質問された法令の条文を記した一尺六寸の符を与えて、法令の意味を教えるという制度として記されたのではなからうか。あるいは、秦朝では、前者の制度とは別に後者の制度も本当に存在したのかもしれない。

富谷至『文書行政の漢帝国』（名古屋大学出版会、二〇一〇年）第I編第二章「視覚簡牘の誕生」は「統一秦以前から前漢文帝初期にいたる時期の簡牘の長さを概観して明らかになるのは、（中略）そこに明確な基準が設けられていたとは思えないことである。（中略）私はここにあげた簡牘が書かれたときには、いまだ簡の長さのはっきりした規定はなかったのだといって間違いないと思う。」（三十一頁）と述べている。しかし、『史記』巻六、秦始皇本紀、二十六年（前二二一）条に「数は六を以て紀と為し、符・法冠は皆六寸。」と記されており、天下を統一した始皇帝が符の長さを六寸と定めたことが知られるから、秦朝で裁判官が判決文の要点を書き写す簡牘の長さが一尺六寸と定められた可能性が全くないとは言えないのである。